

総 務 大 臣  
麻 生 太 郎 殿

統計審議会会長  
美 添 泰 人

諮問第 300 号の答申  
製材統計調査等の改正について

農林水産省は、林業における素材生産及び製材業・木製品製造業に属する経済活動を営む事業所における木材製品の生産・出荷等の動向をよりの確に把握するため、製材統計調査（指定統計第69号を作成するための調査）と統計報告の徴集として別途実施している木材統計調査の統合・再編により調査の集約化を図るとともに、調査の範囲や調査事項の変更等を行った上で、「木材統計調査（仮称）」を、年次調査については平成17年分以降の調査から、月次調査については平成18年1月分以降の調査から、実施することを計画している。

本審議会は、今回の改正計画全般について、統計体系の整備、報告者負担の軽減、調査の効率的実施等の観点から審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

製材統計調査は、昭和 28 年以降、我が国の素材生産量の把握と木材需要の主要な部分を占める製材の生産量等を把握することを目的として実施されてきた。また、木材統計調査は、統計報告の徴集（以下「承認統計調査」という。）として、時々の行政需要に対応して、昭和 29 年以降、素材生産量の把握のほか、木材の需要・価格動向等を把握することを目的として実施されてきた。

今回の改正計画は、近年の木材需給の変化等を踏まえ、素材及び木材に関する指定統計調査の体系的整備を図るもので、①素材及び木材の生産の実態を把握し、林業及び木材に関する基礎資料を整備するため、年次調査として実施されている製材統計調査の基礎調査並びに木材統計調査（承認統計調査）の木材チップ統計調査及び合単板統計調査の 3 調査票を統合・一本化し、基礎調査として実施する、②木材の生産動態を把握するため、月次調査として実施されている製材統計調査標本工場調査及び木材統計調査（承認統計調査）の合単板月別調査については、月別調査として引き続き実施する、③基礎調査の対象とならなかつた小規模事業所については、母集団情報の整備に必要な範囲で木材統計調査名簿として整理する、④調査の名称については、本調査が、日本標準産業分類の製材業及び木製品製造業に属する経済活動を営む事業所を

対象として、素材及び木材の生産に関する基本的事項を把握する調査であることにかんがみ、木材統計調査（仮称）に変更することとしている。

また、以上のような枠組みの導入に合わせて、調査事項の整理・縮減及び調査方法の自計申告方法の一部導入を行うほか、標本設計の見直しによる調査対象数の縮減、結果の取りまとめ期間の短縮による公表の早期化等を図る計画である。

今回の改正計画について、基礎調査は、素材の需要者側の事業所を対象に素材入荷量を把握することにより、素材生産の地域別の状況について効率的に、かつ、高い精度で把握できるものと考えられるほか、調査票の統合・一本化により、これまで製材、木材チップ及び合単板に係る複数の調査票に記入していた報告者の負担軽減が図られるなど、統計体系の整備、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図るものであり、おおむね適当である。

しかしながら、今回の改正計画については、以下の事項について改善を図るとともに、今後の課題について検討する必要がある。

## 1 今回の改正計画

### (1) 調査事項

基礎調査の調査事項については、本調査が素材及び木材に係る生産統計調査としての性格を有しており、木材需給の的確な把握に資するため、素材及び木材に係る年初在庫及び年末在庫を把握する必要がある。

なお、基礎調査票及び月別調査票において、生産、出荷及び在庫に係る用語が不統一であるため、改善する必要がある。

### (2) 調査方法

基礎調査の調査方法については、調査員・他計申告方式を原則とし、協力の得られる調査客体については調査員・自計申告方式により実施する計画であるが、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図る観点から、原則、調査員・自計申告方式により実施することが適当である。

### (3) 集計・公表

月別調査について、製材及び合板は鋳工業生産指数の採用品目となっているが、本調査結果は、これまで翌月末公表の同指数（速報）ではなく、同指数（確報）に反映されていた。したがって、本調査については、調査結果が鋳工業生産指数（速報）に反映されるよう、公表期日の早期化について検討する必要がある。

## 2 今後の課題

木材統計調査（承認統計調査）のうち、木材価格統計調査（月次調査）及び木材流通構造調査（5年周期調査）に関しては、「木材流通統計調査（仮称）」（承認統計調査）として整理し、引き続き実施する計画である。このうち、木材流通構造調査については、報告者負担の軽減及び調査の効率的実施を図る観点から、次回調査において、産業の実態及び利用状況を踏まえた調査計画を策定する必要がある。

なお、木材流通構造調査で把握されている集成材については、今後の生産量等を勘案し、木材統計調査（仮称）の一環として把握することを検討する必要がある。